

議案第160号

公立大学法人大阪定款の一部変更について

公立大学法人大阪定款の一部を次のように変更する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前														
<p>(大学等の設置)</p> <p>第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、大学及び高等専門学校を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大阪公立大学</td> <td style="text-align: center;">大阪市阿倍野区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大阪公立大学工業高等専門学校</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(定数)</p> <p>第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長<u>1人</u>、理事<u>8人以内</u>及び監事2人以内を置く。</p> <p>(職務及び権限)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 副理事長は、<u>理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。</u></p> <p>[5～8 略]</p> <p>(学長の任命)</p>	名称	所在地	大阪公立大学	大阪市阿倍野区	大阪公立大学工業高等専門学校	[略]	<p>(大学等の設置)</p> <p>第3条 [同左]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大阪府立大学</td> <td style="text-align: center;">堺市中区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大阪市立大学</td> <td style="text-align: center;">大阪市住吉区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大阪府立大学工業高等専門学校</td> <td style="text-align: center;">[同左]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(定数)</p> <p>第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長<u>2人</u>、理事<u>7人以内</u>及び監事2人以内を置く。</p> <p>(職務及び権限)</p> <p>第9条 [同左]</p> <p>[2・3 同左]</p> <p>4 副理事長は、<u>理事長があらかじめ指定した順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。</u></p> <p>[5～8 同左]</p> <p>(学長の任命)</p>	名称	所在地	大阪府立大学	堺市中区	大阪市立大学	大阪市住吉区	大阪府立大学工業高等専門学校	[同左]
名称	所在地														
大阪公立大学	大阪市阿倍野区														
大阪公立大学工業高等専門学校	[略]														
名称	所在地														
大阪府立大学	堺市中区														
大阪市立大学	大阪市住吉区														
大阪府立大学工業高等専門学校	[同左]														

<p>第11条 <u>大阪公立大学の学長</u>（以下「学長」という。）は、理事長とは別に任命するものとする。</p> <p>2 学長の選考を行うため、<u>法人</u>に学長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。</p> <p>[3・4 略]</p> <p>5 選考会議は、委員6人で構成し、委員は、次に掲げる者各同数をもって充てる。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 第20条第2項第2号から第6号までに掲げる者から同条第1項に規定する<u>教育研究審議会</u>において選出された者</p> <p>[6～9 略]</p> <p>（設置及び構成）</p> <p>第20条 大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、<u>法人</u>に教育研究審議会を置く。</p> <p>[2～6 略]</p>	<p>第11条 <u>大阪府立大学の学長及び大阪市立大学の学長</u>（以下「学長」という。）は、理事長とは別に任命するものとする。</p> <p>2 学長の選考を行うため、<u>第3条の表に掲げる大学ごと</u>に学長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。</p> <p>[3・4 同左]</p> <p>5 [同左]</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>(2) 第20条第2項第2号から第6号までに掲げる者から同条第1項に規定する<u>各教育研究審議会</u>において選出された者</p> <p>[6～9 同左]</p> <p>（設置及び構成）</p> <p>第20条 大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、<u>第3条の表に掲げる大学ごと</u>に教育研究審議会を置く。</p> <p>[2～6 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

（施行期日）

1 この定款の一部変更は、令和4年4月1日から施行する。

（旧大学の存続等）

2 この定款の一部変更による変更前の公立大学法人大阪定款第3条の規定により設置された大阪府立大学及び大阪市立大学（以下これらを「旧大学」という。）は、この定款の一部変更による変更後の公立大学法人大阪定款（以下「新定款」という。）第3条の規定にかかわらず、旧大学に在学する者がいなくなる日までの間、存続するものとする。

3 前項の規定により旧大学が存続する期間における新定款の規定の適用については、新定款第8条中「副理事長1人」とあるのは「副理事長3人以内」と、新定款第9条第4項中「行う」とあるのは「行う。この場合において、副理事長が複数置かれているときは、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長の職務を代理し、又はその職務を行う」と、新定款第11条第1項中「大

阪公立大学の学長」とあるのは「大阪公立大学の学長、大阪府立大学の学長及び大阪市立大学の学長」と、「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、学長は、相互に兼ねることができる」と、同条第2項中「法人に」とあるのは「法人に大阪公立大学、大阪府立大学及び大阪市立大学（以下「大阪公立大学等」という。）ごとに」と、同条第5項第2号中「同条第1項に規定する教育研究審議会」とあるのは「法人に大阪公立大学等ごとに置かれる各教育研究審議会」と、新定款第20条第1項中「法人に」とあるのは「法人に大阪公立大学等ごとに」とする。
(最初の大阪公立大学の学長の任命等に関する特例)

4 公立大学法人大阪（以下「法人」という。）が設置する大阪公立大学の設置後最初の同大学の学長の任命については、新定款第11条第3項の規定にかかわらず、学長選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第72条第3項において読み替えて準用する同法第71条第6項に規定する者のうちから、理事長が行う。

5 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとし、その任期は、新定款第13条第2項の規定にかかわらず、4年とする。ただし、当該学長がこの定款の一部変更の施行の日の前日に大阪府立大学又は大阪市立大学の学長であった者と同一の者である場合は、当該学長の任期は、6年から大阪府立大学又は大阪市立大学の学長であった期間を控除した期間とする。

(大阪公立大学の設置後最初の旧大学に係る教育研究審議会の委員の任期に関する特例)

6 法人が設置する大阪公立大学の設置後最初に指名され、又は任命される旧大学に係る教育研究審議会の委員（新定款第20条第2項第5号又は第6号に該当する者に限る。）のうち、補欠の委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、2年とする。

令和3年9月15日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

大阪府立大学及び大阪市立大学を統合し、大阪公立大学を設置するとともに、公立大学法人大阪の役員の定数を変更するため、定款の一部を変更する必要があるので、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方独立行政法人法（抄）

(定款)

第8条 省 略

2 定款の変更は、設立団体（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。））の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3-4 省 略